

2. 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義 (注1)	日本の例 (注2)
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費 社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金等 各種恩給 中小企業退職者共済等：退職給付金* 社会福祉施設職員退職共済制度：退職手当金*
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 国保：葬祭諸費 生活保護：葬祭扶助 医薬品副作用被害救済制度：遺族年金*、遺族一時金*、葬祭料* 生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金*、遺族一時金*、葬祭料* 公害健康被害補償制度：遺族補償費*、遺族補償一時金*、葬祭料* 石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金*、葬祭料等* 自動車損害賠償責任保険、政府自動車損害賠償保障事業：死亡にかかる給付* 日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等* 犯罪被害給付制度：遺族給付金* (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、障害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費、障害者自立支援給付等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償、補装具費等 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償、補装具費等 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、障害一時金、施設整備費等 協会健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費等 医薬品副作用被害救済制度：障害年金等* 生物由来製品感染被害救済制度：障害年金等* 自動車損害賠償責任保険、政府自動車損害賠償保障事業：傷害、後遺障害にかかる給付等* 自動車事故後遺障害者支援：介護料等*、療養業務委託費*、施設整備費* 公害健康被害補償制度：障害補償費*、療養手当* 石綿健康被害救済制度：療養手当* 日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等* 犯罪被害給付制度：重傷病給付金等*

	OECD定義 (注1)	日本の例 (注2)
保健	医療の現物給付を計上。治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない	公費負担医療給付分、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分及び軽減特例措置 (国民医療費による) 各医療保険制度：特定健康診査・特定保健事業費、保健事業費、管理費* 公衆衛生：感染症対策費、医療提供体制確保対策費、医療従事者等確保対策費、独立行政法人国立病院機構運営費等* 社会福祉：社会福祉諸費、母子保健衛生対策費 感染症予防、母子保健、学校保健*、救急業務費* (地方交付税制度解説より推計) 公立病院への補助金*、国民健康保険診療施設への補助金* (注) 介護保険医療系サービスは「高齢」、補装具費は「障害、業務災害、傷病」に含める
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付 (サービス) を計上	子ども手当 (児童手当)：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、保育所運営費 協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 生活保護：出産扶助、教育扶助 就学援助制度* 就学前教育費* (OECD Education Databaseより就学前教育費のうち公費)
積極的労働市場政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険等：職業紹介事業等実施費*、教育訓練給付、職業能力開発強化費、高齢者雇用安定・促進費、障害者等職業能力開発支援費、若年者等職業能力開発支援費等
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険等：失業等給付費  (注) ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」、教育訓練給付は「積極的労働政策」に含む
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	生活保護：住宅扶助 住宅対策事業費*、社会資本総合整備事業費等*
他の政策分野 (注3)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	各種共済組合：災害給付等 生活保護：生活扶助、生業扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 戦争犠牲者：引揚者援護費

(注)

1. OECD定義とはOECD 社会支出の基準である。
2. 日本の例は2010年時点の制度である。
3. OECDの英語表記で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では「他の政策分野」とした。
4. 「\*」印は、社会支出に含むが、社会保障給付費には含まない支出である。